

一般競争入札に関する注意事項

本案件について入札に参加しようとする者は、さいたま市ホームページに掲載する入札公告 (<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/index.html>) を参照し、関係法令、関係書類並びに工事場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札書及び入札金額見積内訳書等を提出してください。

(注意事項)

1 参加申請

- (1) 案件ごとに別に定める参加申請受付期間に、埼玉県電子入札システムから手続きを行うこと。
- (2) 総合評価方式（特別簡易型を除く）の場合は、(1)の参加申請後、案件ごとに別に定める資格確認書類受付期間に、入札公告の3に掲げる資格確認書類を契約課に提出すること。

2 入札金額見積内訳書等の提出

- (1) 作成した入札金額見積内訳書を添付して入札書の提出を行うこと。
- (2) 特別簡易型総合評価方式の場合は、自己採点申請書兼入札金額見積内訳書を添付して入札書の提出を行うこと。
- (3) 入札金額見積内訳書等のファイル名は、契約整理番号及び会社名（例：「XX-XXXX-XX ○○建設.xlsx」）とすること。Microsoft Excel を使用してファイルを作成する場合には、入札金額見積内訳書等が複数シートにわたらないように作成すること。
- (4) 入札金額見積内訳書の工事費計と入札金額は一致させること。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

開札の結果、調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格による入札があった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者について入札公告に規定する低入札価格調査を行う。

低入札価格調査における書類の提出は、落札の保留を通知した日の翌日（休日を除く。）の午後3時までとする。ただし、特別簡易型総合評価方式の場合は、「落札の保留」を「第一順位者の決定」と読み替えること。

5 入札の辞退

参加申請後、入札をしないこととなった場合には、入札を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退届の提出を認める。）

6 入札の無効

- (1) 予定価格を事前公表している場合の予定価格の110分の100の価格を超えた金額による入札、最低制限価格を設定している場合の最低制限価格の110分の100の価格に満たない金額による入札は、それぞれ無効とする。
- (2) 入札金額見積内訳書の内容に不備がある場合は、入札を無効とする場合がある。

7 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、

その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。
再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者
及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

- 8 やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、一般競争入札参加資格等確
認申請書(様式第2号)及び紙入札方式参加申請書を提出期限までに契約課に提出し、承認を得な
ければならない。

9 問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048-829-1180

FAX 048-829-1986